

第5 第4期計画における重点的な取組み

第3期計画における取組み状況と計画推進のための基本的事項を踏まえ、第4期計画においては、以下の事項について重点的に取り組みます。

1 相談支援体制の充実と強化

障がいのある人が、地域において自立した日常生活や社会生活を送るため、多様化するニーズや課題に対応し、必要なサービスが利用できるよう、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 身近な存在である障害者相談員の活用の促進と活動の充実
- ・ 相談支援事業者における相談支援専門員の配置の充実
- ・ 基幹相談支援センターの設置による相談支援体制の強化
- ・ 自立支援協議会を中心とし、市、相談支援事業者、サービス提供事業者、当事者および家族等の連携による相談体制の強化
- ・ 研修会や講座の開催等による、相談支援に携わる人材の育成とスキルの向上

2 障がいのある人の地域生活への移行の促進

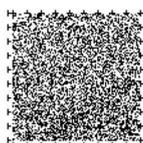
福祉施設に入所している人や長期入院している精神障がいのある人の地域生活への移行を促進するため、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 施設および相談支援事業所等と連携した障がい福祉サービスの周知とサービス等利用計画の作成による地域移行、地域定着の促進
- ・ 共同生活援助（グループホーム）の新規整備や拡大についての事業者への働きかけ
- ・ 障がいに対する市民理解の醸成や北海道、関係機関との連携による官民一体となった環境づくり

3 地域社会の支え合い

地域生活に移行した人が、安心して自立した生活を営むことができるよう、以下の点について取組みを進めます。

- ・ ノーマライゼーション推進事業の充実による、障がいに対する理解の普及および啓発
- ・ 行政だけでは十分に対応できないサービスを町会、関係団体等の地域で支え合い、補完できるような環境づくり
- ・ 行政をはじめ、障がいのある人、市民、ボランティア、関係機関・団体などが相互に連携しながら施策を展開していく意識の醸成
- ・ 災害時の避難に手助けが必要な人に対し、避難行動要支援者名簿を作成し、地域で協力・連携して支援を行う仕組みづくり
- ・ 災害時に配慮が必要な障がい者等のための福祉避難所等の充実



4 障がいのある人の就労の推進

障がいのある人が、その程度にかかわらず、社会に参加し、収入を得て、生きがいを持って生活できるよう、個々のニーズや特性に配慮しながら、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 函館公共職業安定所や道南しょうがい者就業・生活支援センターなどとの連携の強化による一般就労の拡大
- ・ 就労移行支援や就労継続支援の事業所の拡大についての関係機関との協議
- ・ 福祉施設との連携による働く場の創出と社会参加および生きがいづくりの促進
- ・ 授産製品の受注機会の拡大等による工賃向上の促進

5 障がいのある子どもに対する支援の強化

障がいのある子どもおよびその保護者を支援するため、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 保健・医療・福祉・教育など関係機関相互の連携による各種サービスの量的拡大と質の確保
- ・ はこだて療育・自立支援センターにおける地域の療育拠点としての機能強化

6 権利擁護の推進

障がいのある人の権利と利益を擁護するため、以下の点について取組みを進めます。

- ・ 障がいおよび障がいのある人に対する理解の促進による差別、偏見など社会的障壁の解消
- ・ 虐待の未然防止や早期発見、適切な支援などにつなげるための、地域における関係機関等の協力体制の強化
- ・ 判断能力が十分ではない人に対する市民後見人の活用を含めた成年後見制度の利用促進と広報の充実

